

金融法務ニュースレター

銀行子会社の業務範囲の拡大(令和 8 年 6 月銀行法施行規則改正)

Oct 2026

In brief

2026 年 6 月 12 日、金融庁は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等の公布及び「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下「パブリックコメント回答」といいます。)を公表し¹、同月 15 日から銀行法施行規則等の改正(以下「本改正」といいます。)を施行しました(リース会社の収入依存度規制の撤廃は 2027 年 4 月 1 日施行)²。本改正は、2025 年 12 月公表の「地域金融力強化プラン」(以下「本プラン」といいます。)を踏まえ、地域金融機関による地域企業への資本性資金の供給等を促進する観点からなされたものです³。

改正の中心は、投資専門会社について、投資先の法人形態、投資ビークル及び支援業務の範囲を広げた点にあります。合同会社の持分、一定の信託受益権、匿名組合・有限責任事業組合(以下「LLP」といいます。)等を通じた資金供給が可能となり、M&A 仲介業務等も追加されました。

本改正における主な改正項目と、改正前後での変更点は以下の図表のとおりです。

改正項目	改正前	改正後・実務上の意味
投資対象・手法	株式会社への資金供給が中心	国内の会社その他の団体へ拡大。持分、一定の信託受益権、匿名組合・LLP 等も対象
ベンチャー投資	上場後の追加出資に制約	当初取得から 7 年経過後に上場した一定の会社への追加出資を可
事業承継会社	非上場会社に限定	上場会社も対象。承継支援の必要性・計画等は必要
支援業務	投融資、経営相談等	M&A 仲介業務を追加し、資金供給とオーナー探索を連続化
リース子会社	ファイナンス・リース収入 50%以上	収入依存度規制を撤廃。ただしファイナンス・リースを全く営まない会社は対象外

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/qinkou/20260612/20260612.html>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r7/qinkou/20260612/20260612.html>

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/20251219.html>

ローントレーディング	特定取引該当性が不明確	一定のトレーディング目的の貸付債権売買を特定取引として明確化
------------	-------------	--------------------------------

In detail

1. 本改正の背景と制度の前提

地域では、人口減少・少子高齢化に加え、地域企業の人手不足及び後継者不足が深刻化しています。こうした課題に対応するため、本プランは、地域金融機関に対し、従来の資金繰り支援にとどまらず、研究開発、設備投資、事業買収、M&A・事業承継、事業再生、経営人材の確保、DX 及び官民連携によるまちづくり等に幅広く関与することを期待しています⁴。

しかし、銀行グループによる他業への関与には、銀行経営の健全性等を確保する観点から様々な制約が設けられています。銀行は、銀行法 16 条の 2 により子会社対象会社が限定され、銀行及びその子会社は、原則として、子会社対象会社以外の国内会社の議決権の 5% (合算) を超えて保有できません。銀行持株会社グループについても、原則 15% の議決権保有制限があります。

一方、かかる制約の例外として、ベンチャービジネス会社、特別事業再生会社(事業承継会社を含みます。)及び地域活性化事業会社については、一定の要件・期間の下で議決権の保有が認められています。これにより、銀行グループは、投資専門会社を通じて資本性資金を供給し、地域企業の成長、事業再生及び事業承継等を支援してきました。

本改正は、投資専門会社による資金供給等に関する制約を緩和するものです。なお、銀行グループの健全性、他業リスクの遮断、利益相反の防止及び顧客保護に関するガバナンスは従前どおり維持されています。

2. 投資専門会社による資金供給の拡大

本改正後の銀行法施行規則(以下「改正後施行規則」といいます。)17 条の 3 第 2 項 12 号は、投資専門会社による資金供給先を「他の株式会社」から「他の国内の会社その他の団体」へ拡大し、合同会社等の持分や、国内の会社その他の団体が発行する信託受益権を取得できるようになりました。さらに、民法上の組合及び投資事業有限責任組合に加え、匿名組合その他の集団投資スキーム持分(外国集団投資スキーム持分を含む。)を取得することも可能となりました⁵。なお、「国内の」という限定は「その他の団体」にも係るため、外国株式会社や外国 LLC への直接投資が一般的に認められるものではありません⁶。

資金供給業務の改正前後の比較は、下図のとおりです。

改正前	改正後
次に掲げる行為により他の <u>株式会社</u> に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該 <u>会社</u> に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該 <u>会社</u> の発行する社債(法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。)を取得すること。 ハ 当該 <u>会社</u> の発行する新株予約権を取得すること。 ニ <u>株式</u> に係る配当を受け取ること又は <u>株式</u> に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する <u>株式</u> を取得すること。	次に掲げる行為により他の <u>国内の会社その他の団体</u> に対してその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該 <u>団体</u> に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該 <u>団体</u> の発行する社債(法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。)を取得すること。 ハ 当該 <u>団体</u> の発行する新株予約権を取得すること。 ニ <u>株式等(株式又は持分を指す。以下同様。)</u> に係る配当を受け取ること又は <u>株式等</u> に係る売却益を得

⁴ 本プラン 2～4 頁及び「地域金融力強化プランについて(背景・考え方)」1 頁。

⁵ 改正後施行規則 17 条の 2 第 14 項、17 条の 3 第 2 項 12 号並びにパブリックコメント回答 No.12、16、18 及び 20。

⁶ パブリックコメント回答 No.12 及び 20

<p>ホ イから<u>二</u>までに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約<u>又は</u>投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p>	<p>ることを目的として当該団体の発行する<u>株式等</u>を取得すること。 ホ <u>当該団体の発行する信託の受益権を取得すること。</u> ヘ イから<u>ホ</u>までに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、<u>商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約</u>、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約<u>若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約又は外国におけるこれらの契約に類する契約を締結すること。</u></p>
---	---

3. M&A 仲介業務と事業承継支援

投資専門会社は、その業務範囲が、一定の投融資業務や、主として投融資先に対して行うビジネスマッチング業務・コンサルティング業務等に限られていました⁷。もっとも、本プランにおいて「投資専門会社による投資先へのコンサルティングやビジネスモデルに合ったオーナー探索を強化する観点から、投資専門会社の業務範囲に M&A 仲介業務を追加する」とされたことを受け、本改正は、投資専門会社の業務に M&A 仲介業務を追加しました。なお、業務の内容に応じ、専門的人材の内部育成、外部人材の採用又は外部専門家・外部機関との連携等により、所要の体制整備を図ることが求められます⁸。

4. 投資対象会社及びその他の関連改正

(1) ベンチャービジネス会社

ベンチャービジネス会社については、投資専門会社による当初取得から 7 年を経過した後に上場した会社について、上場後も追加出資が可能となりました。もっとも、取得後 7 年経過前に上場した会社への追加出資を一般的に認めるものではなく、非上場のまま中小企業者⁹に該当しなくなった会社への追加出資も認められません。

(2) 事業承継会社

事業承継会社については、非上場要件が削除され、上場会社も対象となりました。ただし、単なる株主構成の変更では足りず、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因する承継支援の必要性和、事業承継計画に基づく支援が必要です。銀行又は銀行持株会社本体から基準議決権数を超える直接出資はできず、特定子会社を通じた資金供給であることが必要です。議決権の保有期間は原則 10 年と定められています¹⁰。

⁷ 投資専門会社とは、銀行法施行規則 17 条の 2 第 14 項各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を「専ら」営む会社と定義されているところ、ここで「専ら」とは、これらの業務以外の業務を一切営まない趣旨とされています(2008 年 12 月 2 日付パブリックコメント回答・No.19)

⁸ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-7-1(2)⑥。パブリックコメント回答 No.26

⁹ 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいい、業種ごとに資本金・常時使用する従業員数の要件が異なります。

¹⁰ 改正後施行規則 17 条の 2 第 6 項・第 12 項及びパブリックコメント回答 No.9～11

(3) 地域活性化事業会社

地域活性化事業会社については、地域産業の一面的な高度化・活性化に資する事業も幅広く対象となり得ることが明確化されました。改正後は、銀行が客観的根拠に基づいて該当性を判断し、判断に迷う場合に事前相談を行う運用へと簡略化されています¹¹。

(4) リース子会社

リース子会社については、ファイナンス・リース収入が 50%以上であることを求める収入依存度規制が撤廃され、主としてオペレーティング・リースを営む会社も子会社化可能となります¹²。

(5) ロートレーディング

ロートレーディングについては、市場で取引され、短期的な価格変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的で取得・譲渡する貸付債権が、特定取引¹³の対象として明確化されました。通常の与信運営や信用リスク管理のためのポートフォリオ調整等が一律に特定取引となるわけではなく、目的及び実態に即した判断が必要です¹⁴。

The takeaway

本改正による業務範囲の拡大は、地方銀行グループにとって、地域企業への支援を従来の融資中心から、出資、事業承継、M&A 支援及び地域活性化事業への関与を組み合わせた、より一体的な支援へ広げるものです。地域金融機関においては、本改正を個別業務の追加として捉えるだけでなく、地域企業の成長、事業承継及び地域プロジェクトの組成に対し、グループ各社の機能をどのように組み合わせるかという観点から、事業戦略、案件発掘体制及び専門人材・リスク管理体制を改めて検討することが重要です。

¹¹ 改正後の監督指針及びパブリックコメント No.23～25

¹² 改正後施行規則 17 条の 3 第 2 項 11 号及びパブリックコメント No.13～14

¹³ 銀行法 14 条の 2 に基づき、トレーディング目的で保有する商品は、トレーディング勘定に分類することが求められるところ、その対象となる取引を指します（銀行法施行規則 13 条の 6 の 3）。

¹⁴ 改正後施行規則 13 条の 6 の 3 第 2 項 4 号及びパブリックコメント No.2～8

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点到約 3,500 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

神鳥 智宏

tomohiro.kandori@pwc.com

パートナー

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

ディレクター

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com

弁護士

久保田 有紀

弁護士

松下 祐

弁護士

望月 賢

弁護士

簗田 和佳奈

弁護士

山中 雄太

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.